

令和6(2024)年度第1回栃木県第4種踏切安全対策協議会 次第

日時：令和6(2024)年6月13日(木) 14:00～15:00

会場：栃木県庁本館9階会議室3 (オンライン併用)

1 開 会

2 挨拶

3 協議会設置の経緯及び目的

4 議 題

- (1) 栃木県第4種踏切安全対策協議会設置要綱について
- (2) 栃木県内の第4種踏切の現状について
- (3) 今後の取組方針について
- (4) その他

5 閉 会

令和6年度第1回栃木県第4種踏切安全対策協議会出席者名簿

委員

団体名	所属	役職	氏名	出席方法	代理の別
会長					
栃木県	県土整備部 交通政策課	交通政策課長	石崎 浩	対面	
市町					
宇都宮市	交通政策課 地域交通グループ	係長	阿部 真弓	web	
		主任主事	江連 啓右	web	
足利市	都市政策課 公共交通推進室	主任	小寺 智	対面	代理
日光市	都市計画課	交通政策係長	小林 幸広	web	代理
	維持管理課	課長	西宮 季幸	web	
小山市	道路課	係長	上野 透	対面	
那須烏山市	まちづくり課	主幹	菊地 静夫	対面	
	都市建設課	主幹	永島 一広	対面	
茂木町	企画課	課長補佐	大瀧 温子	対面	
高根沢町	地域安全課	課長補佐	齋藤 理	対面	
鉄道事業者					
東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社	設備ユニット	チーフ	米川 裕幸	対面	
	大宮保線設備 技術センター	上席グループリーダー	金光 訓孝	対面	
		主任	帰山 直大	対面	
			他オブザーバー2名	対面	
東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	高崎保線設備 技術センター	上席グループリーダー	小林 一朗	web	
		主任	高月 進	web	
日本貨物鉄道株式会社 関東支社	関東保全技術 センター	施設技術係	長谷川 皓史	対面	代理
真岡鐵道株式会社	事業部	事業部長	池上 俊明	web	
わたらせ渓谷鐵道株式会社		代表取締役社長	品川 知一	対面	

アドバイザー

国土交通省関東運輸局	鉄道部計画課	計画係長	宮代 薫	web	
国土交通省関東運輸局	鉄道部 技術・防災第一課	鉄道安全監査官	熊谷 健一	web	

事務局

栃木県	県土整備部 交通政策課	課長補佐(総括)	亀山 泰剛		
栃木県	県土整備部 交通政策課	副主幹(GL)	川合 健司		
栃木県	県土整備部 交通政策課	主事	武井 篤宏		

栃木県第4種踏切安全対策協議会設置要綱（案）

（名称及び目的）

第1条 県内における第4種踏切の安全対策に関する協議を行うため、栃木県第4種踏切安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 第4種踏切の状況把握に関すること。
- (2) 具体的な対策方針の検討に関すること。
- (3) 関係者間の連絡調整に関すること。
- (4) 対策のフォローアップに関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 協議会は、別表1の委員及びアドバイザーによって構成する。

- 2 協議会委員及びアドバイザーは、運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 3 協議会は、必要に応じて委員及びアドバイザー以外の者の出席を求めることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、栃木県県土整備部交通政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議等）

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者から意見を聴くことができる。
- 4 協議会は、原則公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められる場合は、会長の判断により非公開で行うことができる。

（その他の協議）

第6条 会長は、必要に応じて関係者による協議の場を設けることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務を処理させるため、栃木県県土整備部交通政策課に事務局を置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から実施する。

(別表1)

栃木県第4種踏切安全対策協議会構成員

委員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課
- ・ 県内市町担当課（ただし対象踏切の所在する市町に限る）
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社
- ・ 日本貨物鉄道株式会社関東支社
- ・ 真岡鐵道株式会社
- ・ わたらせ渓谷鐵道株式会社

アドバイザー

- ・ 国土交通省関東運輸局鉄道部計画課
- ・ 国土交通省関東運輸局鉄道部技術・防災第一課

1. 設置の目的

県内における第4種踏切の安全対策に関する協議を行うため、「栃木県第4種踏切安全対策協議会」を設置する。

2. 協議する事項

- (1) 第4種踏切の状況把握に関すること。
- (2) 具体的な対策方針の検討に関すること。
- (3) 関係者間の連絡調整に関すること。
- (4) 対策のフォローアップに関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3. 組織

- 鉄道事業者（踏切管理者等）
- 市町（道路管理者、地域代表）
- 県（協議会全体の調整、事務局）
- 国（アドバイザー）

栃木県内の第 4 種踏切の現状

	合計	第 4 種踏切数				
		JR東日本		JR貨物	真岡鐵道	わたらせ 溪谷鐵道
		大宮支社	高崎支社			
宇都宮市	1	1				
足利市	1		1			
日光市	9	5				4
小山市	17			17		
那須烏山市	1	1				
茂木町	1				1	
高根沢町	2	2				
合計	32	9	1	17	1	4

今後の取組方針

第 1 回（今回）

○協議会設置

①合同現地調査

- 各路線ごとに踏切を調査
→参加者は県及び路線事業者、市町を想定

②踏切カルテ作成

- 各踏切の情報をまとめたカルテの作成
 - ① 基本情報（事業者、路線、位置、幅員、前後の踏切間隔、航空写真、運行頻度 など）
 - ② 利用状況（利用者の属性、利用頻度、不特定多数の利用の有無 など）
 - ③ 危険度（事故実績、ヒヤリハット実績、利用者・運行鉄道からの視認性 など）
 - ④ 道路拡幅計画の有無
 - ⑤ 踏切周辺の土地所有者

第 2 回（R6. 12頃）

○方針案の検討

第 3 回（R7. 3頃）

○方針決定

第 4 回以降（年 1 回程度）

○対策のフォローアップ

踏切道安全通行カルテ

更新日：令和4年12月末

よみがな	いいだ	所在地	栃木県小山市乙女3丁目31-25地先		
踏切道名	飯田	道路名	市道265号線	道路管理者名	小山市
		鉄道路線名	東北本線	鉄道事業者名	東日本旅客鉄道

位置図・現況写真		諸元・構造等					R3年9月末時点	
	踏切種別	第1種	幅員(m)	位置	歩道部(起点寄)	車道	歩道部(終点寄)	
	踏切長(m)	17.4		左道路	2.5	6.0	2.5	
	横断本数(本)	2		踏切道	2.5	7.0	2.5	
	交差角(度)	61	右道路	0.5	5.5	0.5		
	道路線形	左道路	直線	迂回路	種類	有無等	距離(m)	
		右道路	直線		自動車	両方共あり	700	
	交通規制	交通規制なし		歩行者	迂回路なし(200m以内)	-		
	車両進入防護柵等	設置していない		バリアリ化	迂回路なし(200m以内)	-		
	歩車道分離方法	コンクリートブロック		バリアリ化状況	-	DID地区	○	
	踏切保安設備	賢い踏切	○		踏切支障報知装置(手動)	○		
高規格保安設備		障害物検知装置(3次元レーザーレーダー式)		高齢者等の事故防止対策設備	接続軌道化			
特性	通学路指定状況(学校指定)	○(対策完了)		通学路交通安全プログラム	○			
	バリアフリー法に基づく特定道路上	-		緊急輸送道路上重要物流道路上	-			
自動車交通量(台/日)	7,760		歩行者等交通量(人/日)	535	鉄道交通量(本/日)	334		

基準算定データ							R3年9月末時点		
ピーク時遮断時間(分)	25	前後歩道との幅員差(m)	0.0	踏切内の事故発生状況	事故別	件数	死者数	地域課題	
A. 踏切自動車交通遮断量(台・時)	54,320	AとBの和	58,065		踏切事故	0	0		-
B. 踏切歩行者等交通遮断量(人・時)	3,745				道路交通事故	0	0		

カルテ踏切の基準							R3年9月末時点
開かずの踏切	自動車ボトルネック踏切	歩行者ボトルネック踏切	歩道狭危険踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切	移動等円滑化要対策踏切	
-	○	-	-	-	-	-	

法指定の状況						R4年12月末時点
法指定年月日	指定に係る基準(踏切道改良促進法施行規則)					
-	-	-	-	-	-	-

対策図・完了写真		対策実施の状況				R4年12月末時点
	進捗	協議会の設置状況	改良計画書の作成年度	事業化年度	工事着手年度	
	指定前	○	-	-	-	
	対策内容					
	-					
	事業完了年度	対策の効果等				
-						
除却年度						
-						